

第 2 回丸亀市行政改革推進委員会会議録

日 時	平成 25 年 12 月 13 日（金） 午後 3 時 00 分～午後 5 時 00 分
場 所	丸亀市役所 本館 2 階第 3 会議室
出席者	〔行政改革推進委員会委員〕 尾崎 真理、小野 賢治、鈴木 巖、馬場 俊作、日野 明世、福岡 由紀子、 松下 孝江、溝渕 由美子、三野 靖、山下 哲司、山本 直久、吉川 哲 (五十音順、敬称略)〔以上 12 名出席〕 〔丸亀市〕 梶市長、大林企画財政部長、小山政策課長、横田財政課長、渡辺政策課副課長、 栗山子ども・子育て一元化準備室長、(政策課) 高倉
欠席者	〔行政改革推進委員会委員〕 秋山 千枝、北角 幸弘、中尾 恵子、松井 純子 (五十音順、敬称略)〔以上 4 名欠席〕
傍聴者	なし
議 題	(1) 丸亀市行政改革推進計画進捗状況（平成 25 年 9 月末現在）について (2) その他

会 議 概 要

政策課長：ただ今から第 2 回丸亀市行政改革推進委員会を開会します。本日は大変お忙しいところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

会議に先立ちまして、市長より次期行政改革大綱及び推進計画につきまして、本委員会に諮問書を交付させていただきます。

《市長より日野会長に諮問書を交付》

政策課長：それでは、ここで市長よりご挨拶を申し上げます。

梶市長：皆さんこんにちは。本日はお忙しいところ行政改革推進委員会にお集まりいただきましてありがとうございます。

前回の会議時に、平成 22 年度に策定しました行政改革推進計画の報告をさせていただき、本日も現時点での報告書を提示させていただいております。今回はこれに加えまして、この計画に次ぐ行政改革の指針について皆様からご意見をいただいて策定を進めていきたいと考えております。行政改革の進行につきましては、皆様方のご協力によりまして、本市におきましては、常に組織の見直しや、定員の見直しを行いながら進んできたと理解しております。

しかし、5 年間の計画期間の中で、一部においては時代の要請にこたえられない部分も出てまいります。こういった点については、各年度で見直しを行っておりますが、基本的な方向性を見直しについては、本委員会での審議も必要になってまいります。

一例をあげますと、報告書の中にも定員の適正化という項目があり、定員適正化計画に基づきこれまで進んできております。ただ、私も市長に就任いたしまして、様々な行政課題に今後どのよう

に対応していくかを考えたときに、定員の削減が若干行き過ぎたのではないかという印象を持っています。

この点の判断は類似団体との比較が重要になってきますが、本市では企画部門、あるいは一般行政部門が他団体に比べて著しく少なくなっており、将来に向けての発展的な戦略の動きが鈍く、やや防衛的な行政が展開されており、これから先、長い目で丸亀市の発展について考えますと、新たな行政需要も出てきており、必要なところには人員を配置し、他市町の人口は減少しても丸亀の人口は減らさない、むしろ増やしていきたいとの思いを持っており、積極的な市政への転換が必要ではないかと考えています。

また、財政面でも非常に良好な状態を保っていただいておりますが、その成果を住民の生活実感の中に生かすことも非常に重要ではないかと考えています。お金がたまって市民が豊かさを実感できないということでは、何のための節約であったのかという批判も出てまいります。最少の経費、効率的な行財政運営で、最大の効果をあげることは当たり前のマネジメントであり、問題はこれから先、どのようなところに新しい成長の重点を置くのか、そのような点についてもご意見をいただければと思います。期間をかけてご議論いただくこととなりますが、我々も一生懸命取り組んでまいりますので、御協力をよろしくお願い申し上げましてご挨拶にかえさせていただきます。

政策課長：市長につきましては、公務の都合上、ここで退席させていただきます。

それでは、ここからの議事進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。

日野会長：本日の会議につきましては、委員総数 16 名中、12 名の方の出席をいただいておりますので、丸亀市附属機関設置条例第 7 条第 2 項により、会が有効に成立していることをご報告させていただきます。

それでは早速ですが、議事に入りたいと思います。年度途中なので、最終的な結果ではありませんが、気になった点をおっしゃっていただければ、年度末までに反映されることもありますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

それでは、議事 1「丸亀市行政改革推進計画進捗状況（平成 25 年 9 月末現在）について」事務局より説明をお願いします。

高倉（政策課）：《丸亀市行政改革進捗状況について説明》

日野会長：ただ今の事務局の進捗状況やサービスの向上点の説明に関しまして、ご意見や質問等がありましたらお願いします。

山下委員：進捗状況の話とは別ですが、前回の会議の時に、会議録について説明があり、発言については氏名を掲載して公表することについて本会議で了承したのですが、他の審議会の会議録を市のホームページで見ると、発言者を A、B、C と表し、発言者を特定できないようにしているものもあります。同じ審議会の位置づけなのに、取扱いが異なるのでしょうか。

政策課長：審議会については、原則、議事録を作成して公表することになっています。しかし、審議会の審議内容等、会の性格がそれぞれ異なりますので、運用部分においては対応が分かれています。

山下委員：できれば統一していただきたいと思います。それから、教育委員会の会議録についてはホームページに公開されておらず、会議録については教育委員会総務課で公開しているとなっています。なぜホームページで公開しないのでしょうか。丸亀の教育行政の現状について報告するこ

とが市民サービスの向上につながるのではないかと思います。

政策課長：確認して報告させていただきます。

日野会長：今の質問については、どのような形で報告をいただけるのでしょうか。

政策課長：他にも質問があるかと思いますが、回答をまとめて郵送させていただきます。

山下委員：市のホームページに、「生活保護制度」というページがあるのですが、生活保護について簡単に記載されています。対象者は、病気で医療費に困っている人、老齢のために収入が少なくなった人、身体が不自由なために働くことができない人など、と書かれています。また、生活保護を受けようとするときは、民生委員に相談するなどして申請の手続きをしてくださいと書かれています。ちょっと違うのではないかと思います。

生活に困窮するということは、収入が少なく、生活保護基準を下回る生活をされている方は、誰でも申請ができるわけですから、身体の障がいや年齢は関係ないと思います。そのような制度の趣旨はホームページの記載内容に表されていないと思います。

また、申請に基づき、資産、収入状況の調査、扶養義務者に対する扶養依頼などを行い、扶養依頼の結果、国の基準に基づいて保護を決定するとあります。丸亀市が「扶養照会」をすることはありますが、「扶養依頼」を行うことはありません。不適切な言葉だと思います。

申請の仕方について民生委員に相談することはあるかもしれませんが、申請にあたって民生委員に相談する必要はありません。生活に困窮している人が直接福祉課の窓口を訪ねて申請すればいいのです。市民サービスという点からも、ホームページの内容は充実させていただきたいと思います。

これに関連することですが、丸亀市には様々な申請書類がありますが、ホームページから生活保護の申請書類をダウンロードすることはできるのですか。できないのであれば、できるようにしていただきたいと思います。

日野会長：申請書について、ホームページからダウンロードできるようにしてもいいと思われるのに、できていないものについては、なぜできないのかについて、理由を確認していただきたいと思います。

小野委員：就学奨励事業の改善について、支給対象を住民票が丸亀市にある児童生徒に限定するとあります。生活保護は丸亀市に住民票があるなしに関わらず、丸亀市に住んでいる人が対象になっていると思います。それに準じる就学奨励事業ですから、なぜ住民票による制限をするようになったのが疑問です。丸亀の学校に通っている子どもに対することなのですから、疑問に感じます。

また、修学旅行費と集団宿泊学習費に上限を設けるとありますが、なぜ上限をもうけるのかわかりません。学校によって実施することが違うので額は変わってくるのだと思いますが、上限を設けている理由について教えてください。

また、市民課窓口受付業務の見直しについて、業務に精通した派遣職員が証明発行を行うとありますが、決して派遣職員が業務に精通していないということではないのですが、なぜ精通しているのか教えていただきたいと思います。

次に、水道お客様センターの設置についてですが、受付・中止・開始業務と検診業務を同一の業者に委託するとありますが、参考までにどこの業者に委託しているのか、教えてください。

それから、人権関連団体補助金の見直しについては、補助金を事業の委託料に切り替えたのだと思いますが、ここに書かれている記載内容では、単に補助金を委託料という費目に切り替えただけ

の印象を受けるので、事業委託料という表現に改めたほうがいいのではないのでしょうか。

日野会長：今のご質問に対してこの場で答えられるものがあれば回答をお願いします。また、意見については、事務局より担当課にお伝えいただきたいと思います。

政策課長：就学奨励費の関係ですが、この件に関しては、以前行政評価委員会からも外部評価において指摘を受けた点であり、この内容を踏まえて、現在は文部科学省が定める額を上限に設定するように改めた経緯があります。住民票の件は確認して改めて報告します。

市民課窓口受付業務の記載内容については、表現を改めたいと思います。

山下委員：人権関連団体の委託料はどこの団体に支払っているのですか。

高倉（政策課）：先ほどの小野委員のお客様センターの委託先と人権関連団体の委託料の支払先についての質問ですが、資料を持ち合わせていませんので、他の質問と併せて、後日回答させていただきます。

吉川委員：今の補助金と委託料の件については、私も補助金から委託料に名称を変更しただけかと思っていました。実際は努力により金額を削減することができたと思いますが、やはり、名目だけ変えたような印象を受けます。もう少し詳しく記載していただければ誤解しないと思います。

高倉（政策課）：補助金を委託料に変更しただけではなく、事業の見直しにより経費を削減することができたというものです。次回の報告においては記載内容について修正したいと思います。

小野委員：行政に直接寄与しない部分を見直し、事業対象を絞ったのだと思います。そういうことを記載していただければ誤解しないと思います。

先ほどお答えいただいた、修学旅行費と集団宿泊学習費についての意見ですが、文部科学省が定める単価が正しいとするならば、学校にそれ以上華美なことをしないように指導すべきではないかと思います。

吉川委員：公用封筒の広告の件ですが、私のところに市から送られてくる封筒にも広告が掲載されていますが、小さい封筒には広告が載っているのですが、大きい封筒には広告は載っていません。何か理由があるのでしょうか。

高倉（政策課）：封筒広告に関しては、大きな封筒にも広告を入れることについて検討を行いました。業者から提供いただける封筒の枚数に制限があります。そのため、封筒の種類をわけて枚数を分割すると中途半端な枚数になり、小さい封筒に絞って広告を入れています。

吉川委員：無償で提供していただけるのであれば、大きい封筒にも広告を載せてもいいのではないかと思います。

政策課長：業者が広告を募集し、その広告料をもとに封筒を作製していただき、市に無償で提供していただいています。そのため、業者にとりましても提供いただける枚数に制限が出てきます。大きい封筒のほうがよく目に付くということはわかるのですが、枚数制限により、小さい封筒に限っています。

馬場委員：先日丸亀市の2014年度の予算編成方針が新聞に掲載されていました。その中に、市民の利益優先型の子育て環境の構築や、市民ニーズに適した福祉サービスの充実などを重点施策とし、市民が暮らしやすさを実感できる予算を目指すと書かれていました。前回の会議においてある委員から、社会的に恵まれていない方に対する予算を削減すべきではないという意見が出されました。青い鳥教室の保育料を適正価格に見直すということは保護者の負担を増やすことになりま

す。財政状況の改革を審議することも大切ですが、行政改革はやはり、市民が暮らしやすくすることだと思います。

ですから、子どもや高齢者の支援に関するわずかな予算をカットすることではなく、現在どこの自治体も観光に力を入れているように、丸亀市には、丸亀城やうちわミュージアム、猪熊弦一郎現代美術館、中津万象園などの施設があるのですから、こういった施設に観光客を誘致して活性化を促していくなど、全般的にバランスのとれた行政運営を行っていくことも丸亀市が行わなければならない行政改革だと思います。

高松の丸亀町商店街が成功しているのは、50年間の定期借地権契約を結ぶことができたからだと言われています。丸亀市の街なかの空洞化が進行しているなかで、街なかの賑わいづくりが課題であると思います。

駅前の再開発計画により、市がどれだけの未利用土地を駅前に所有しているのかはわかりませんが、そういった土地の貸付を行うなどして、市役所や市民会館の建替えにおいては、郊外型のまちづくりを行うのではなく、街なかの活性化のための手法として検討していただきたいです。

そういった意味では、スペース114は、街なかを活性化させるための施設であり、市の補助を減額するのは間違っていると思います。

政策課長：スペース114については、重要な取組であることは認識していますが、当施設も設置から数年が経過しており、定例的に補助金を交付するのではなく、補助金を交付している団体全般に言えることですが、段階的に自立性を備えていっていただきたいと考えています。

予算編成方針にあげられている、子ども子育てなどについては、政策的に今後重点化していかなければならない分野と考えています。

吉川委員：商工業・農林融資事業の改善については、前回一括した金額ではなく、分野ごとの金額に分けて記載して欲しいと言いました。今回は分割して記載しているのですが、実績数値が前回と変わっており、減額できていたものが増えています。その点は先ほどの説明に無かったのですが。

高倉（政策課）：最初に説明しなければならなかったのですが、説明できていませんでした。前回ご指摘いただいた箇所について担当課に確認しましたところ、数字が誤っていたことがわかりました。今回記載している数値に訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。なお、今回融資件数も追加で記載していますが、PR等も行っており、融資件数は23年度に44件でしたが、24年度は49件と増加しています。

吉川委員：中小企業や農家の方の融資については、積極的に行っていけばいいと思うのですが、返済が滞っているものがないのか危惧するところがあります。そのような数字にオープンにできるのであれば説明に加えてもいいのではないかと思います。

馬場委員：この融資は、市が直接希望者に融資しているのですか。それとも金融機関に委託して実施しているのですか。

高倉（政策課）：市が金融機関等に資金を預託し、融資を実行するものです。

日野会長：返済状況等については、どのような状況か把握していますか。

高倉（政策課）：この場に資料を持ち合わせていませんので、確認します。

山下委員：ひとり親家庭の入学お祝い金の見直しや、遺児年金の見直しですが、弱いものいじめだと思います。

遺児年金については、母子寡婦連合会と協議したと記載されていますが、関係者の方にお話を聞くと、最初から廃止することを前提に協議をしてきたと言われていました。その方は、年1回支給される1万8千円で子どもにスニーカーを買ってあげるのが楽しみだったとも言っていました。

遺児年金は子どもに夢や希望を与える制度だったと思います。制度を作ったのは今から何十年も前のことだと思いますが、制度を作ったのも丸亀市の職員です。制度を創設した人と会話はできなくても、制度創設のいきさつを洞察したうえで見直しを進めて欲しいと思います。

入学お祝い金については、小学生部分は残っています。これについてもしっかりと話をして残して欲しいとおっしゃっていました。ですから、わずかな額ですが、中学生部分も復活させてもらいたいと思います。

それから、廃止に伴って丸亀市では、ファミリーサポートセンターや一時預かり保育、病児・病後児保育事業の利用料の半額をひとり親家庭に補助すると記載していますが、どれだけの人が利用してどれだけの金額が補助されているのですか。廃止した金額と代わりにかかっている金額についても教えてください。

先日も、ひとり親家庭についてテレビで特集されていましたし、相対的な貧困率も50%と言われています。遺児年金は離婚ではなく、死別されている方です。不遇な子どもたちを支えるために市が実施していた事業ですから、なぜ廃止したのか、根拠を示していただければありがたいです。

次に、市税徴収率の向上に関する取組ですが、税務課の徴収担当に正規職員以外に雇用している徴収専門員の方がおられると思います。どのような専門性やキャリアを持っているから雇用されているのでしょうか。根拠を示していただきたい。税金を100万円徴収しても、200万円経費がかかれば何の意味もありません。シビアな現場ですから、そのあたりの費用対効果を明らかにしていただきたいです。

また、青い鳥教室の保育料の見直しについてですが、前回の質問時に国が運営費の50%を利用者負担とすべきとしているという回答がありました。香川県の子育て支援課にも確認しましたが、そのようなことは書かれていないと言われました。どこにそのようなことが書かれているのですか。市の負担は増えるかもしれませんが、できるだけ利用者負担を減らし、行政は子育てのために節約しながらでも取り組んでいくべきだと思いますので、もう一度確認していただきたいです。

三野委員：お願いなのですが、会議が円滑に進行されるようにお願いします。

日野会長：委員の方にはそれぞれお考えがあると思いますが、質問より主張の部分が多くなっています。できるだけ簡潔な質問をお願いします。今の質問についても、この場で即答できるものではなかったと思いますが。

企画財政部長（以下：企財部長）：貴重なご意見をいただいています。先ほどから来年度の予算編成についても言われておりますが、反映できるものについては反映していかなければなりませんし、詳細な質問になっていますので、この場で正確にお答えできないものもあります。この場ではお聞きさせていただき、改めて回答させていただきます。

日野会長：今回は資料の送付が遅かったと思います。もう少し早く送付されていれば、質問したいことを前もって提出することもできると思います。

企財部長：ご迷惑をおかけして申し訳ありません。

日野会長：この場で答えられないような質問については、委員の皆様も事前に送っていただければ

ばと思います。

鈴木委員：この計画は来年度までとなっています。次期の大綱については、今日諮問書をいただきました。次回もこのような計画が出てくるのでしょうか。

日野会長：そうなります。

鈴木委員：私はコミュニティから出てきているのですが、コミュニティでも今いろいろと研究を行っています。高松市では婦人会も体育部会もすべてコミュニティの中に入っていて、コミュニティで予算を取っており、市のほうからコミュニティへ予算がおりてきます。

そうなると行政も財政も変わってくると思うのですが、そのようなことも計画にあがってくるのでしょうか。

日野会長：大綱や推進計画の答申をするまでに、ご審議いただいて計画として反映できるものは、取組にあがってくると思います。

小野委員：遅れている取組で説明がありましたが、保育所休止の「棚上げ」、民営化の「棚上げ」という表現があります。「凍結」のほうが表現は適切だと思います。

それから、登用制度の推進についてですが、管理職候補者養成研修制度と記載があります。どのような研修をされるのか、どういう管理職を育成しようとしているのかについてお聞きしたいのですが。

政策課長：表現が不適切と思われる箇所については改めていきたいと思います。

登用制度についてですが、人材育成の基本方針について職員課で見直しを進めています。目指す管理職像についても、改めてお示ししたいと思います。

小野委員：意見なのですが、現場の厳しい業務を経ずに管理職になった人は、やはり現場のことがわかりません。ですから、特定の人を特別扱いするような枠をつくることは、おかしいのではないかと思います。

日野会長：対象者は上司が指名するのですか。

政策課長：本人の希望です。

吉川委員：国民健康保険制度の安定運営化に関して、後発医薬品（ジェネリック）についてなのですが、後発医薬品を使うことにより自己負担が下がることを通知することにより、使用率が28%になっているということですが、薬の効果が同じならば、すべてをジェネリック医薬品に切り替えることができれば、大きな医療費削減効果になります。丸亀市に限らず、日本全国のことだと思います。

政策課長：この点は行政としても進めており、丸亀市だけではなく、近隣市町と連携してパンフレットを作成するなど、啓発活動にも取り組んでいます。まだまだ成果は大きくありませんが、今後も取り組みを進めてまいります。

日野会長：今後さらに成果が見込めるのではないかと思います。

馬場委員：臨時職員の見直しによる適正配置についてですが、臨時職員の業務を見直し、派遣職員や業務委託など他の手法も検討していくということです。臨時職員と派遣職員はどのように違うのですか。

高倉（政策課）：臨時職員は市が採用しますが、派遣職員は特定の業務について派遣業者に従事者の派遣を依頼するものです。

馬場委員：派遣業者が利益を得るのではないですか。

高倉（政策課）：業務として行っていることなので、業者の利益は含まれています。

馬場委員：派遣職員を採用するのはなぜですか。

高倉（政策課）：例えば、特定の時期に業務が集中するものについては、臨時職員ではなく期間を区切った派遣職員を導入することにメリットがあります。臨時職員の労務管理は市が行わなければなりません、派遣社員の労務管理は、業者に任せることができ、負担の軽減にもなります。

馬場委員：景気があまりよくない時期なので、地元の雇用を確保するためにも臨時職員として採用することも必要なのではないかと思います。

企財部長：市の行政サービスを進めていくためには、正規職員だけではなく、臨時職員や派遣職員の力をお借りしなければやっていけないのが現状です。労働者派遣法についても見直しが行われており、職員の形態についてもどのような状態がいいのか検討していかなければなりません。それぞれの特徴を踏まえながら改善できるところは改善していきたいと思います。

小野委員：現在市が受け入れている派遣職員の派遣元は、丸亀市福祉事業団以外にありますか。

企財部長：現時点では大部分が福祉事業団からの派遣です。しかし、福祉事業団は派遣業務を行う許可を得ておりますし、派遣されている職員の方々も一生懸命取り組んでいただいております、市民の皆様からも好評をいただいております。

小野委員：個人的な感想なのですが、財団法人が派遣を行うべきではないと思います。福祉事業団は市の関連団体ですよ。

企財部長：現在市から福祉事業団に補助金は交付していません。

小野委員：一般の株式会社から派遣職員を受け入れるのであれば、それなりの必要性があるのかなと思います、少し違和感があります。

吉川委員：臨時職員や派遣職員は、人件費の削減のための取組だと思っておりますが、改革なので一長一短があります。コンビニエンスストアで税金が納付できるようになり、収納率の向上に成果はあると思っておりますが、情報漏えいや守秘義務の問題が気にかかります。その点は十分考えられていると思っておりますが、そのような点も配慮しながら進めて欲しいです。

山下委員：保育所の民営化について、丸亀市の場合、0歳児保育をほとんど民間に任せています。公立保育所でも2か所は0歳児保育を行っています。なぜ公立保育所で積極的に0歳児保育に取り組まないのか。育児休暇制度は、まだまだ不備なところがあるので、0歳児保育は貴重な子育て支援策だと思います。市としてもニーズを調査しながら一歩踏み込んで取り組んでもらいたいです。引き続き民間保育所に任せるのか、市として取り組んでいくのか、担当課の今後の考えを知りたいです。

日野会長：なぜ公立保育所で実施しないのかについてはいろいろところで意見が出ています。

繰り返し同じ質問が出ることをないように、お願いします。

馬場委員：丸亀市には自治基本条例や(信頼で築く丸亀市さわやか)協働推進条例がありますが、これらは市の情報を広く公開して、市民も行政も対等の立場で、安全で住みやすいまちを作っていくための基本的な方向性を示しています。その意味からも積極的な情報公開をお願いします。

山下委員：コミュニティと協働で取り組む認知症予防についてですが、丸亀では何年前から取組を始めています。この問題については真剣に取り組まないと、10年後、15年後に丸亀市は大変

なことになるのではないかと危惧しています。現時点でまだ5つのコミュニティで実施できていないということですが、どうして遅々として進まないのかと思います。認知症の方は周りにも増えていきますし、地域をあげて取り組まなければ、地域が崩壊していくのではないかと心配です。市がイニシアチブをとって、重点施策として地域とともに推進していただきたいです。要望ですが、回答があればお願いします。

溝渕委員：綾歌図書館の運営形態の見直しについてですが、カウンター業務を委託することにより、経費が削減できると考えていましたが、実際には経費は増加したので、遅れていると前回説明がありました。経費は高くなったけどサービスが向上したからよいのではないかと、という感じに記載されています。

飯山図書館の利便性の向上の取組についても、基本的には同じもので、業務形態の見直しということがまずありました。

それから、適正の意味がよくわかりませんが、市には定員適正化計画があり、正規職員を減らし、非常勤職員を増やし、派遣職員に切り替え、派遣の期間が満了するので図書館窓口を業務委託に切り替えたのではないかと考えます。

ですから、この二つの取組が別々に記載されていることには疑問を感じます。飯山図書館については、今回契約が満了し、前はプロポーザル方式で委託業者が決まりましたが、今回はどうなるのでしょうか。綾歌図書館は小規模であり、直営でもできるのではないかと思います。初めに定員適正化計画があるから、すべてがその流れに乗ってしまっているのではないかと思います。

政策課長：そういうわけではなく、それぞれに取組の目的があります。ただわかりにくい部分もあるので、次期計画を策定するときには、わかりやすくまとめていきたいと思います。

溝渕委員：図書館ボランティアについての取組ですが、ボランティアの数が目標になっています。現時点では目標数値以上の登録数になっていますが、ボランティアとは何かと考えたときに、登録者数を目標値にすることには違和感があります。ボランティアは自発的に取り組むものであり、数値目標にすべきではないと思います。職員が不足しているのでボランティアを募っているのではないかと考えてしまいます。

日野会長：計画にあげるものとしてはふさわしくないという意見ですね。

政策課長：既に活動が進んでおり、次期計画を策定するときには参考にさせていただきます。

日野会長：他にございますか。

馬場委員：離島航路の補助金見直しですが、今年の秋に瀬戸内国際芸術祭が開催され、本島も会場になりました。2万8千人もの人が本島を訪れたとされていますが、これだけの人が船を利用すれば収益的には赤字の縮小につながります。往復1,000円としても2,800万円になります。次回の補助金はだいぶ改善されるのではないのでしょうか。

高倉（政策課）：離島航路の補助金の決算は9月でしめることになっていますので、来年の補助金には反映することはできず、その次に反映されることになってしまいます。

小野委員：定員適正化の取組に関して、委託可能な業務の「アウトソーシング」という表現があります。わかりやすいように「外部委託」などに改めてはどうでしょうか。

日野会長：行政内部では当たり前になっている言葉かもしれませんが、一般には普及していないカタカナ言葉もあります。日本語に置き換えることができないかという点については検討されてい

ると思いますが、今回の計画策定の時にはそのような点も検討していきたいと思います。

山下委員：行革の推進計画には記載されていませんが、介護保険と老人福祉の関係で、平成23年度までは丸亀市から老人介護支援センターへ1か所150万円、5か所で750万円の委託料を一般会計から支払っていたと思うのですが、平成24年度からは、介護保険特別会計から総合相談支援委託料として支出されており、費用が1,000万円になっています。単純に考えれば1か所200万円で、以前より50万円増加しています。23年度までは老人福祉法に基づく相談を老人介護支援センターで受け付けていましたが、24年度からは介護保険に特化した印象を受けます。どうしてこのような取り扱いになったのでしょうか。

24年度からはランチという地域包括支援センターの出先機関としての役割を担っているのだと思うのですが、5か所の出先機関は、介護保険計画に定める5つの中学校区とは異なるので、居住地と相談窓口にねじれが生じています。城西校区の人が飯野町に所在するランチに相談しなければならず、また綾歌地区にはランチがありません。どうしてこのようになっているのか、担当課に確認しておいてください。

吉川委員：先日の新聞に、丸亀市行政評価委員会について掲載されていました。自治会の助成金が十分に生かされていない、縮小すべきという指摘がされていましたが、この組織はどういったもので、どのような権限があるのですか。私たちにとって自治会は唯一の情報伝達機関で、祭りや広報の配布など様々な点でお世話になっていますし、今後も育成していかなければなりません。

政策課長：行政評価委員会の位置づけは、行政改革推進委員会と同じ市の附属機関であり、意見についても同じように受けとめています。行政評価委員会から提出された意見書も参考に、来年度の予算編成を行っていきます。

日野会長：会議録もホームページに公開されているので、審議の過程は会議録も参考にしてください。

山本委員：先ほどの市長のお話の中で、財政的に良くなったので、市民が喜ぶ施策を実施すると言われていましたが、行革推進委員会で今まで取り組んできた結果だと思えます。今後丸亀市の税収が大きく増加する要素は見当たりませんし、財源は限られているので、これを削減されたら困るという意見も理解できますが、右肩上がりの時代ではありませんので、財源の振り分けについて議論していかなければならないと思います。私も議員として一生懸命頑張ってまいります。

三野委員：山本委員も言われましたが、行政改革推進委員会の所掌事務は、行政改革推進に向けて調査、審議、建議及び答申に関することとなっています。私は他の自治体で行革の委員会に参画したことがあります。今日の議論を聞いていまして何でもありなのかと疑問を感じました。

要望もあれば、個別の施策に関して意見を述べたり、調査依頼をするなど、委員会の所掌の範疇を超えていると思います。

今日は行政改革の進捗状況の話なのに、要望や市政に対する意見が出ています。これらは別に行う場所があるはずですし、所掌の委員会もあります。本日のような内容では行革推進委員会の今後の運営に危惧を抱きます。

そこを整理しないと委員会の目的がわからなくなってしまいます。

企財部長：本日市長より第三次行革大綱等について諮問を行いました。本日は第二次行革の進行管理についての会議でしたが、非常に細かい議論になっています。これから第三次の大綱と推進計画を策定していくわけですが、大変な作業になると思います。

今回新しい委員もおられますので、まずは第二次の計画を理解していただかなければなりません。今回の目標は、さらなる市民サービスの向上と持続可能な行政システムの構築を掲げていますが、第三次についても方向性を定めて進めていかなければなりません。

市の行財政の状況など、資料も適宜お示ししていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

日野会長：今のご意見はしっかりと受け止めて、次回以降の進行が集約された形になるよう心がけていきたいと思います。事務局から何かありますか。

企財部長：長時間にわたりありがとうございました。今年の会議は今回が最後ですが、来年もよろしくお願いいたします。丸亀市では現在予算編成の真っただ中ではありますが、国においては消費税が増税されることもあり、市としても、これからの状況も見つめていかなければなりません。

本日いただいた意見で回答しなければならない点につきましては、できるだけ早く対応させていただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。